

# 山 梨 県 卓 球 協 会 会 則

第1条 本会は山梨県卓球協会と称し、事務所を置く。

第2条 本会は山梨県内の卓球団体ならびに卓球人をもって組織する。

第3条 本会は卓球の正しい普及と振興を図ることを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために、下記の事業を行なう。

1. 卓球の指導・奨励。
2. 卓球大会・講習会等卓球に関する各種行事の実施。
3. 日本卓球協会その他関係諸団体との連絡・提携。
4. 卓球に関する調査・研究
5. 卓球に必要な物資の需給・斡旋
6. その他卓球に関し必要な事項。

第5条 本会の経費は下に掲げる収入をもってこれにあてる。

登録料・事業収入・補助金・その他の収入

第6条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7条 本会の予算は毎年総会の議を経てこれを定め、決算は毎年度終了後、速やかに決算書を作成して監事の監査を経た上、総会の承認を得るものとする。

第8条 本会に下の役員をおく。

1. 名誉会長 1名
2. 会 長 1名
3. 副 会 長 5名以内
4. 理 事 若干名(内理事長1名・副理事長若干名・事務局長1名)
5. 監 事 3名以内

第9条 会長および副会長は総会において選出する。

第10条 代議員は各加盟団体より選出された者各1名をもってこれにあてる。

第11条 その他の役員は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

ただし、理事長・副理事長は理事の互選とする。

第12条 会長は、本会を代表して、会務を総理する。

副会長は、会長を補佐し、会長事故有るときはその職務を代理する。

第13条 理事は、会長の命を承けて会務を掌理する。

第14条 監事は、会計の監査を行う。

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第16条 本会に顧問および参与をおくことができる。顧問および参与は総会の推薦に会長が委嘱する。

顧問および参与は、会長の諮問に応じ会務に参画する。

第17条 この会則の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

## 表 彰 規 定

第1条 この規定は、本県の卓球の新興発展に貢献した功績を表彰することを目的とする。

第2条 本県の卓球の発展に著しい功労のあった者、又はブロック大会以上の大会に出場して、優秀な成績をおさめ、技術及び態度等、他の模範と認められる者には、この規定によって、山梨県卓球協会が表彰する。

第3条 前条による表彰は次の3部門とする。

1. 優秀表彰
2. 功労表彰
3. 特別表彰

第4条 表彰の方法は表彰状を贈ることとする。ただし、記念品を添えることができる。

第5条 表彰選考に当たっては、学校又は団体より広く推薦を受け、理事会において審議決定する。

第6条 本規定は平成元年9月1日より施行する。

## 表 彰 内 規

第1条 表彰は、次の何れかに該当する者について行う。

第2条 優秀表彰

1. 本協会加盟団体及び個人で全国大会に3位以上の成績を挙げた者、又はブロック大会に準優勝以上した者。

第3条 功労表彰

1. 本協会の役員及び加盟団体員で、永年協会の運営に精励し、卓球の発展に関する業務において、著しい功績をあげた者。
2. 本協会所属の公認審判員で、10年以上にわたり公式試合の運営に尽くし、優れた技術と見識を持った者で、他の模範とするにたる者。

第4条 特別表彰

1. 本協会の役員及び本協会所属の公認審判員として、前条1、2に定めるものよりさらに永年に渡って特に功績をあげた者。

## 登 録 制 度

1. 本会が主催又は主管する競技会並びに研修会及び講習会に参加する者は、登録しなければならない。

2. 登録は毎年行うものとし、期限は翌年3月31日までとする。

登録は、登録料を添え、毎年6月末日までに行うものとし、追加又は変更ある場合は、その都度手続きをしなければならない。

3. 登録は、団体登録と個人登録とする。

4. 登録は、社会人・教職員・大学生・高校生・中学生・小学生の種別で、(財)日本卓球協会登録申請書により本会宛に行う。

5. 登録料は、1団体につき2,000円と、団体内個人は1人につき、社会人は2,000円、教職員は、1,500円、大学生は1,200円、高校生は1,000円、中学生・小学生は700円とする。

6. 登録者には、(財)日本卓球協会指定のゼッケンを渡す。居住地、宿泊地から会場まで・また、会場内で発生した傷害、疾病については見舞金が支払われる。